

貯金規定の改定について

J A四万十では、平成22年8月1日より、当座勘定規定、普通貯金規定、普通貯金無利息型（決済用）規定を改定いたしますのでお知らせいたします。

1. 改定内容

- (1) 普通貯金等のお取引を開始する際に、「お客さまが暴力団等反社会的勢力に該当すると判明した場合」や「お客さまが自らまたは第三者を利用して暴力的な要求行為等を行った場合」には、貯金口座（取引）の開設を謝絶できることを明記します。
- (2) すでにお取引いただいている場合でも「お客さまが暴力団等反社会的勢力に該当すると判明した場合」や「お客さまが自らまたは第三者を利用して暴力的な要求行為等を行った場合」には、貯金口座（取引）の利用を停止し、またはお客さまに通知することにより解約できるものとします。

J A四万十では、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申し合わせ）に基づき、反社会的勢力との関係遮断・関係解消のための取組みを積極的に推進しておりますので、お客さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。